中國上代の都市國家とその墓地（補遺）

―商邑は何處にあったか―

宮崎市定

先に私は本誌第二十八卷第四號に「中國上代の都市國家とその墓地―商邑は何處にあったか」なる一篇を發表し、從來信ぜられているように、河南省安陽縣小屯一帶の地は殷虛、從って衞都とは認むべきではなく、殷・衞都市國家の遺址は更に東南方の平地の中に求むべく、小屯一帶の地はその都市國家に附屬する墓地にすぎず、從ってそこからの出土品には衞時代の遺物が混在する可能性の大なることを指摘した。

其の後、ある方面から、衞代の遺址には濬縣辛村の墓地があり、殷と衞とは混同してはならぬとの注意を受け、改めて「濬縣辛村」の發掘報告を稍々詳細に檢討する機會を得た。

上代の遺址を含む辛村は河南省濬縣縣城から西方約三五粁、京漢鐵道の濬縣停車場から約三粁の地點にあり、黃河の一支流なる淇水の上流で、山地から平坦部へ流れ出る溪口部の北側にあり、丘陵の南は斷崖が淇水に臨んでいる。辛村の東方一帶に存在する古墳墓は從來屢々盜掘されてきたが、一九三一年、その報告を受けた國民政府中央研究院歷史語言研究所は郭寶均氏等に命じて調査を行なわしめ、翌三二年から四回に亙る發掘が實施された。その出土品は河南省開封に運ばれたが、やがて對日戰爭となり、戰火を避けて四川、雲南を轉々と移動し、最後に南京から臺灣に運ばれたという。その間、實物の公開展觀も行なわれ、調査報告も部分的には數回に亘って印行されたが、一九六四年に責任者の郭寶均氏により、手許に殘った調査書を整理して出版されたのが、この考古專刊乙種第十三號「濬縣辛村」であり、日本流に言えばB

5型、本文七四頁、圖版一〇四頁を含む。著者であり、發掘擔當者である郭寶鈞は、調査地域を三分し、辛村に近接した東北部を甲區、その南を乙區、兩區の更に東方を丙區とし、甲區は西周成王乃至穆王時代、乙區は孝王乃至宣王時代、丙區は幽王より東周平王時代に相當する衞國の貴族の埋葬地であると推論している。

この書を讀んで得た私の結論を約言すれば、同感できる點が一、異議を唱えたい點が一あり、其他は何れも何とも定めかねる點である。先ず共感できる點は、發掘を終った八十四基の墓地群を含む辛村地域を、事實のままに埋葬地と認めている點である。そしてこの墓地の被埋葬者を此處から二〇粁離れて存在した衞の國の貴族としている點である。著者の考えた衞國の位置については異論があるが、都邑とその墓地を判然と分って別處とし、その間に二〇粁の距離を置いた點は私の考え方と符合する。ところでこの關係を彼は何故に、殷虛の場合に當てはめないのであろうか。これが不思議である。飜って私が前の論文において述べた趣旨の第一は、殷から衞にかけて、小屯一帶の地はその墓地であり、本國の都邑の位置は粁數を明示することが出來ぬが、ずっと東に離れて往時の黃河に近い地點に求めねばならぬことを說いたのである。私の說は決して突飛なものではなく、若し郭寶鈞が辛村遺蹟について用いた論法がそのまま認められるなら、私の考えも亦極めて自然に受け入れらるべきものなのである。

小屯と辛村とを比較すると、そこに地形の相似を認めることができる。小屯は洹水の上流で平坦地から丘陵地帶に入る谷口に近く、辛村は同樣に淇水の上流で、平坦地から丘陵地帶に入る谷口に近く位する。單に洹水と淇水の相異である。辛村をそのまま衞の都邑とできぬならば、小屯もまたそのまま殷の都邑とできぬ道理ではあるまいか。

小屯を殷の王宮とし、此處を中心として二四平方粁にわたる殷都商邑、卽ち殷虛が存在したという想定は甚だ雄大であるが、もし本當なら、この大きさは漢の長安城に匹敵する。然るにその王宮というのが基壇の長さ二八米、幅八米の平屋では、あまりに貧弱ではなかろうか。これは京都の三十三間の基壇が、長さ約一三〇米、幅約二五米になるに比して、その約十五分の一にすぎぬ。三十三間堂はその中に一千二體の觀音像を安置するが、その十五分の一の廣さの建物では、一

鼓して牛飲する者三千人を集めて、酒池肉林の宴をひらき、長夜の飲をなすことはできそうにもない。總じて考證の破綻はアンバランスから生ずるもので、結論のアンバランスなのは前提となる假說の不備に由來すると見なしてよい。

次にこの書に最も強く異議を挿みたいのは、辛村一帶が周代の衞國の領域であることについての考證の方法である。このために引用された史料は、先ず詩經の國風であり、詩に淇水を詠じたもの十六箇處あり、その十二は衞風の中にあるという。これはよい。次に引くのは詩の柏舟についての鄭箋である。これはどうしたことか。鄭玄は後漢末の人であり、この鄭箋に引くところは、漢書地理志の內容そのままである。次に史料として引用したのは書序であり、これは殆んど常識となっている通說にすぎぬ。この三種の史料で考證を終っているのであるが、凡そこのような方法というものがあるであろうか。若しもこれが實は商務印書館の「中國古今地名大辭典」に據ったというならば、いよいよ以て不見識という外はない。苟も古典に一通りの常識を有する者ならば、漢書から更に溯って史記、特にその衞唐叔世家、更には左傳、竹書紀年など重要なる史料に事缺かない。これを素通りして、筋違いの史料で匆々に事を了したのには何か理由があるに違いないのである。

私の立場から推測すれば、著者はこの問題が殷虛に波及するのを恐れたのである。衞國に關する歷史地理的考證を行なおうとすれば、それは必然的に殷虛の問題に觸れてこなければならない。何となれば殷の都は衞の都であったからである。そして恐らく殷の領土はそのまま衞の領土になったのである。故に衞に關する史料は殆んどそのまま殷の史料となり、殷に關する史料は殆んどそのまま衞の史料となる。然るに從來の學說は、誠に不思議なことであるが、共通の史料を一面的に殷にだけ利用して殷虛の學說を造りあげたのである。そこでいま、若し本格的に根本史料を用いて衞の考證を行なおうとすれば、それは勢い從來の殷虛の學說に批判を加えざるを得なくなる。そこで用心に用心を重ねて、殷虛という文字の現われない史料を探して、詩や、その鄭箋や、書序などを綴りあわせて體裁を整えようとしたのである。しかも著者が漢以後の朝歌縣を衞の都と獨り定めしたのは、漢書地理志の顏師古註によったものであるが、そこに見える紂の都と

いう箇所は全々省いて知らぬ顔をしているのである。こういう所は近時の中國の學風として、私が最も氣に喰わぬとする點である。

公平にこの問題を處理するならば、殷虚の考證に用いた史料をそのまま用いて、殷は衞に外ならぬことを說いた上で、更に欲するならば小屯の遺物と辛村の遺物とが時代的に斷絕的な差違があることを說くべきであった。それならば、その範圍內における限り私も贊成を惜まなかったであろう。思うに郭氏を初め、小屯一帶の發掘關係者の中には、此處を殷虚、すなわち衞都とすることが成立ち難いことを萬々自覺する者が存在するのではないか。異國の非專門家の氣付くことに、彼地の專門家が氣付かぬ筈はない。併し彼等は幾重にも組織の中で縛られている。同輩に對する仁義や、先輩の怒りを買う虞れから、言いたいことを遠慮しているとしか思えない。こう考えてくると、毛澤東の文化大革命や、學者達の自己批判などの必然性が理解できるように思われる。

原へ戻って私の立場から言えば、小屯一帶は殷の領內であったと共に、また衞の領內であった。從ってそこには殷の遺物と共に衞の遺物も存在する可能性がある。同樣に辛村一帶は衞の領內であったと共に、また殷の領內でもあった。從ってそこには衞の遺物と共に殷の遺物も存在する可能性がある。辛村一帶の發掘はまだその東方において行なわれただけで、辛村自體の地下はまだ未調査のまま放置されているのである。

この書の著者は既出の小屯一帶遺物と、辛村遺物とを比較して、その間に時代的の距離を認めようとする。併し同時にその間に連續の面も存在することを認める。殊に辛村銅器の銘識に出てくる人名に十干を用いて父乙となっている點は甚だ興味が深い。甲區から出土した尊銘は二十四字より成り

隹公□于宗周
□从公亥□洛（格）
于官□□貝用

乍父乙寶尊彝

最後の一行はその釋文が三十五頁の底に接續すべきものが、誤って三十九頁の下から五行目に錯出しているから注意を要する。其他に鼎銘に父辛あり、爵銘に父癸あり、僅かに有銘祭器五箇の中に、十干の名が三箇を數える。普通に十干の名を有するのは殷代、特にその王家の特色とされ、羅振玉等が小屯出土の甲骨文字を以て殷代遺物と斷定したのは、その文字中に現われる十干名を以て、記錄に見ゆる殷王の名に比定したからである。

ところで辛村遺物が疑いもなく衞國に限られた遺品とすると、いわゆる殷代特有の命名法は、濃厚に衞代に連續していたことになる。すると同時にこれは、從來命名を主たる理由として殷代遺物と決定されたものの中には、必然的に衞代のものが含まれていた可能性を示すものではあるまいか。要するに兩者の間に大なる斷絶は認められず、また歷史事實にも大なる斷絶はなかった筈である。小屯一帶の遺物と辛村遺物との間の若干の斷絶と連絡を、古記錄に見える殷衞の歷史年代のどの部分に當てはめるのが最も妥當であるかが、なお今後に殘された問題だと思う。總じて古代史の研究において、記錄を主とする文獻派と、實物實地を主とする考古派、建築派との間に意見の齟齬を來すことが屢々起る。そういう際には大局論においては、多くは文獻派の所說が正しい。それは實物といわれる物だけでは體系を構成することが不可能に近く、考古學といっても、その出發點においては文獻の助けを借りなければ見當のつかぬことが多いからである。

私が大學の學生であった頃は、法隆寺の再建・不再建の議論が學界を賑わしていた時代であった。建築史のさる先生は私等を奈良に導いて古寺の實物を前にして樣式論を講義され、「法隆寺の再建論というものがあるが、それは喜田貞吉博士の一人だけの說にすぎぬようだが」と前置した上で話された。流石に「日本中世史」の著者で西洋史の敎授の原勝郎博士は、「日本書紀にある法隆寺燒失の記事が後世の竄入であることが證明でもされぬ限り、記事自身が誤りである筈はない。平城京から望見できる寺の火事を間違えて書きこむことは考えられぬ」と喜田博士の肩をもたれた。果してあとで、詳細な實地の調査によって、文獻派の正しいことが證明された。

原勝郎博士はこの件について更に言われるには、「凡て愼重な歴史家ほど懐疑的で、いわゆる多數の通説に追隨することをせぬものだ」と教えられた。私はこの教を守って、現代の考古學者に對し、更にもう一つの疑問を提出したい。それは考古學者によって發掘された出土品は凡て眞物と認めてよいか、という疑問である。古來、中國には模造品、贋造品が極めて多い。古銅器の如きは特にそれが多い筈である。何となれば古銅器が寶物視されたのは二千餘年前の漢代に濫觴し、約一千年前の宋代から盛んなる流行となっている。愛玩された歴史が古いと共に、その價格もまた貴い。これは贋造に對して絶好の條件となる。而も中國の贋造は巧妙であると共にその用意も周到である。その銅器に錆をつけるには、性急な藥物處理の如き方法によらず、長年月による自然の腐蝕を待つ。それには自分一代でその成果を收めようとせず、贋物を造って地下に埋め、子孫の代になって發掘するための世襲財産として殘すという。一方古墳墓は殆んど洩れなく盜掘される。この盜掘は、公から言えば盜掘であるが、土地の所有者から言えば自家財産と言えぬことはない。とすれば盜掘の折こそ、子孫に對する投資の好機會と考えられる。過去において夥しい盜掘が行なわれ、近時は夥しい學術的な發掘が行なわれるが、贋物が出土したという報告は殆んど聞いたことがない。いったい多數の贋造品は何處へ行ったのであろうか。贋物は一見して分る、などとは言うまい。本物には定冠詞がつくが、贋物には不定冠詞を用いねばならぬからだ。

敦煌遺書が發見され、傳世してからまだ一世紀とはたっていない。それにも拘わらず、巧妙を極めた傳世品が流布して、其の道の專門家の目をくらますものが多いと聞く。私は世の考古學者が古銅器古物の蒐集家、先輩研究者に諛ねることなく、嚴正なる批判的立場を崩さぬことを望みたい。